

## 記者発表資料

「R4国道20号明大前歩道橋改修上部工事」において、「間接工事費実績変更方式」、「見積活用方式」、「余裕期間制度（任意着手方式）」、「難工事施工実績の評価」、「難工事指定」を試行します。

工事発注において、予定価格超過や入札参加者がいないことなどを理由として、入札のとりやめや不調が予測される工事について不調不落対策を試行しており、本工事においては、「間接工事費実績変更方式」、「見積活用方式」、「余裕期間制度（任意着手方式）」を試行します。また、WTO未満の鋼橋上部工である本工事において、難工事に従事した経験のある企業や技術者へのインセンティブ付与を図る観点から、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力で「難工事施工実績」「難工事功労表彰等」の評価を試行し、社会条件やマネジメント特性の厳しい工事であることから、「難工事指定」を試行します。

### ①「間接工事費実績変更方式」

安全費、運搬費、営繕費において、標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが予想されるため、その妥当性を確認のうえ実績により共通仮設費（率分）について変更する「間接工事費実績変更方式」を試行します。

### ②「見積活用方式」

本工事は、市街地であり現道交通及び沿道施設等の出入りを確保しながら構造物が近接した狭隘な作業ヤード内での工事となるため、作業効率が低下することが懸念されます。このため、入札者からの見積提出を求め、その価格の妥当性を検証の上、予定価格に反映する「見積活用方式」を試行します。見積を求める工種は、標準的な積算と乖離が予定される工種より選定しています。

### ③「余裕期間制度（任意着手方式）」

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を施行します。

### ④「難工事施工実績の評価」

R4年度から配置予定技術者について、主任（監理）技術者に加え、現場代理人を評価対象とするとともに、評価対象期間を1年間から4年間に見直し、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力の合計で最大4点の加点を行います。

### ⑤「難工事指定」

工事を適切に完成させた場合、その後の発注工事における総合評価項目「難工事施工実績評価対象工事（試行）」を加点対象とする「難工事指定」を試行します。

東京国道事務所のホームページ、ツイッターでも道路情報が確認出来ます。

■東京国道事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>

■公式ツイッター情報 [https://twitter.com/mlit\\_toukoku/](https://twitter.com/mlit_toukoku/)



ホームページ Twitter

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所

電話 03-3512-9090（代表）

副所長 まつざわ 松澤 なおとし 尚利      交通対策課長 おおの 大野 たかし 貴史

## 《工事概要》

- (1) 工 事 名：R4国道20号明大前歩道橋改修上部工事
- (2) 工事場所：東京都世田谷区松原二丁目地先
- (3) 工 期：工事の始期から536日間  
(ただし、令和4年10月1日までに工事を開始すること。)
- (4) 入札方式：一般競争入札（総合評価落札方式）施工能力評価型Ⅱ型
- (5) 工事種別：鋼橋上部工事
- (6) 工事内容：下記のとおり

|           |    |
|-----------|----|
| 横断歩道橋製作工  | 1式 |
| 工場製品輸送工   | 1式 |
| 歩道橋上部工    | 1式 |
| 既設主桁高欄撤去工 | 1式 |
| 現場塗装工     | 1式 |
| 橋面工       | 1式 |
| 歩道橋照明設置工  | 1式 |
| ヤード整備工    | 1式 |

## 位置図



写真1.

国道20号下り線（明大前駅側）階段部



写真2.

国道20号上り線（明治大学側）階段部

- 明大前歩道橋は、明治大学和泉キャンパス前に位置しており、国道20号を横断して明大前駅（京王線、井の頭線）につながる移動経路となっています。明治大学の学生だけではなく、周辺住民の利用も多く、特に朝夕の通学・通学時間帯の混雑が著しい歩道橋です。
- 道路管理者として、本歩道橋が地域の利便性に影響しているため、様々な発注方式を適用して既設歩道橋の改修工事を行いたいと考えています。
- なお、歩道橋の下部工事は「R3国道20号明大前歩道橋改修下部工事」として、現在入札公告中です。

## 《間接工事費実績変更方式について》

### ○実績により変更を行う工種

共通仮設費（率分）のうち、「安全費」、「運搬費」、「営繕費」

### ○実績により変更を行う理由

本工事箇所は、東京23区内の交通量の多い直轄国道で、駅前の歩道橋であることから交通規制帯が多く必要となるため、「安全費」について、標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが予想されます。

また、工事箇所近辺には資材置き場等の確保が困難であり、資材置き場と現場の往復が1日に何度も発生するため、「運搬費」について、標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが予想されます。

さらに、現場事務所・労働宿舍の借り上げに要する費用は、工事箇所が鉄道駅に近いため「営繕費」について標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが予想されます。

そのため、「安全費」、「運搬費」、「営繕費」について、その妥当性を確認のうえ実績により共通仮設費（率分）について変更する「間接工事費実績変更方式」を試行します。

## 《見積活用方式について》

### ○見積の提出を求める工種

直接工事費のうち、「歩道橋上部工一横断歩道橋架設（クレーン架設）・足場・防護」に係わるもの。

### ○見積の提出を求める理由

施工箇所は、市街地であり複数の学校施設や住宅等が連担し交通量も多い箇所です。

施工にあたっては、現道交通及び沿道施設等の出入りを確保しながら構造物が近接した狭隘な作業ヤード内での施工となり、標準的積算と実勢価格に乖離が生じることが考えられるため、入札者からの見積提出を求め、その価格の妥当性を検証の上、予定価格に反映する「見積活用方式」を試行します。

## 《余裕期間制度（任意着手方式）について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を施行します。契約時に令和4年10月1日までの間で受注者は工事の始期を任意に設定することができます。なお、工事の始期までの余裕期間内は、契約期間内ではあるが工期外であることから、監理技術者等の配置が不要となります。また、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）についても、監理技術者等の配置が不要となります。

## 《難工事指定について》

「難工事」指定された工事は、完成時に70点以上の工事成績評定を通知された場合、今後発注される「難工事施工実績評価対象工事（試行）」の総合評価の評価項目において加点対象となります。また、加点対象となる期間は、審査基準日の月以前の1年間に元請けとして、完成・引き渡し完了した施工実績が加点対象となります。

また、主任（監理）技術者または現場代理人として従事した経験について、審査基準日の月以前の4年間を評価対象となります。

## 《スケジュール》

|                  |        |          |
|------------------|--------|----------|
| ○入札公示、入札説明書 交付   | ： 令和4年 | 6月14日（火） |
| ○参加表明確認申請書 提出期限  | ： 令和4年 | 6月28日（火） |
| ○入札書・工事費内訳書 提出期限 | ： 令和4年 | 7月25日（月） |
| ○開札日             | ： 令和4年 | 7月28日（木） |